

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

一般会計補正予算 二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○令和4年度二本松市一般会計補正予算

問 新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン会議等の環境整備を行うのはどこの施設なのか。またいつから利用可能となるのか。

答 整備予定の施設は、二本松住民センター、岳下住民センター、二本松中央公民館、安達・岩代・東和の各地域公民館、勤労者研修センター、安達保健福祉センターの8箇所であり、7月中には利用可能となる予定である。

問 被災家屋等撤去委託料増額の積算根拠は。

答 1戸当たりの撤去委託料を300万円とし、家屋等撤去の希望調査の結果から55戸の解体・撤去を見込んで積算したものである。

○二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

意見 令和4年度国民健康保険税について、税額の引き下げが提案されたことは、市当局が、相当検討されたものだと考える。今後、疾病等が増加すると次年度以降の税額の増額も想定されるので、健診等も含めて当初計画された事業を的確に進めて欲しい。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

一般会計補正予算

問 商店街等活性化推進事業について、電子商品券ではなく紙の商品券とすることは検討しなかったのか。

答 電子商品券とすることにより、商品券の購入時と利用時の両方で非接触が実現できるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも効果が見込めること。自動的にデータが集計、管理されるため、店舗等では利用された商品券を集計し換金するなどの時間的・人的コストが削減できること。時代の潮流であり、将来的な目標でもある地域経済のデジタル化の推進が図れること。1円単位で利用することができることから、生活必需品や買回り品、更にはタクシー利用など、幅広い商品やサービスでの利用が見込めること。などを考慮し、電子商品券のみとした。

問 電子商品券だと利用することができない高齢者等がいるのではないのか。

答 対面でスマートフォン操作のサポートを受けながら商品券の購入ができる特設窓口や、購入者や参加店舗等の支援を行うコールセンターを設置し、丁寧なサポートをする計画である。

問 霞ヶ城公園に設置する防犯カメラは、どのような場所に設置するのか。

答 三ノ丸上段トイレが放火されたため、主に施設やトイレ周辺を撮影できる角度の場所に、合計5基の設置を予定している。



机上審査の様子

6月20日に付託された各議案は、6月22日に各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日28日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

文教福祉常任委員会

一般会計補正予算等について

○令和4年度二本松市一般会計補正予算

問 新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る予防接種委託料について、今後増額する可能性はあるのか。

答 今回の委託料で、接種の対象となる22,000人全員分を計上しているため、減額することはありませんが、増額することはないと考えています。

意見 4回目のワクチン接種に当たり、スムーズに予約ができるよう体制を整備してもらいたい。

問 特別支援教育振興事業における通級指導教室が岳下小学校と油井小学校に新設されたが、それぞれの教室に通う児童の数は。

答 岳下小学校の教室には6校の16人が、油井小学校の教室には3校の10人が通っている。

○工事請負契約の締結について

問 (仮称)二本松市多目的運動広場本体整備工事以外で、今後、追加工事の発注や追加予算の計上が出てくるのか。

答 今年度中に照明施設の整備工事と便所等新築工事の2つの工事を発注するほか、その2つの工事の工事監理業務委託も併せて発注する予定であり、全て継続費の中で行う計画である。



机上審査の様子

議長不信任決議 否決

6月28日に行われた本会議冒頭に、本多俊昭議員から本多勝実議長に対する不信任決議の動議が出され、石井馨議員の賛成により議題となりました。

まず、本多俊昭議員より議長不信任決議案の提案理由の説明が行われ、その後、平塚與志一議員による反対討論が行われました。

提案理由は、本多俊昭議員が令和3年12月定例会で行った一般会計補正予算の反対討論について、議会運営委員会に諮り、一部文言を削除させられたことなどを挙げ、職権を乱用している、議長は中立・公平な立場に徹すべきなどの説明がありました。

採決については、本多勝実議長と、議長に代わり議長職を行った堀籠新一副議長を除く20人による無記名投票で行われ、投票の結果、賛成10票、反対10票の可否同数となり、副議長において裁決が行われ、議長不信任決議は否決となりました。

討論

反対

平塚 與志一 議員

議会運営委員会に諮り一部を削除させたことなどを挙げ職権を乱用しているとのことだが、発言の削除は議会のルールや地方自治法の先例に従っていて議長に非がない。

また、議会運営に偏重が多々見受けられたとのこと、自治法104条に規定されておらず、
「議長の公正指導の原則」の道にはずれることではなく、本多議長不信任にはあたらない、よって反対する。